

伊勢市農業委員会 第174回 総会議事録

日 時	令和2年6月15日（月）13時52分～14時51分
場 所	御菌総合支所 2F 講堂
出席委員	<p>17名</p> <p>1番 山添 久憲 2番 川畑 幸也 3番 吉田 保</p> <p>4番 岡田 敏男 5番 中西 重喜 7番 濱口 節生</p> <p>8番 北村 安弘 10番 中山 銀蔵 11番 中西 善夫</p> <p>12番 泉 一嘉 13番 出口 米雄 14番 田畑 春雄</p> <p>15番 奥野 隆史 16番 岩尾 昭 17番 大西 正義</p> <p>18番 早川 繁一 19番 奥本 一志</p>
欠席委員	<p>2名</p> <p>6番 中村 猛 9番 森川 正弘</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>日置 幸美（局長）</p> <p>西村 明裕（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>山神 彩花（職員）</p>
会議録署名者	<p>7番 濱口 節生 16番 岩尾 昭</p>
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 非農地証明願について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p>
報告事項	<p>1. 農地法第18条第6項の規定による通知書について</p> <p>2. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>3. 農地利用変更書について</p>

<p>議 長</p> <p>局 長</p> <p>議 長</p>	<p>4. 時効取得所有権移転の通知書について (津地方法務局伊勢支局より)</p> <p>5. その他</p> <p>みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第174回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は17名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、 7番の濱口 ^{はまぐち} ^{せつお} 節夫さんと、 16番の岩尾 ^{いわお} ^{あきら} 昭さん のご両名をお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p> <p>それでは、付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 非農地証明願について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)</p> <p>以上5件でございます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。</p>
----------------------------------	---

係 長

まず、急遽会場を変更しまして皆様にご迷惑をおかけしましたこと
をお詫び申し上げます。今回は、定額給付金の作業が未だ続いては
おりますが、市全体で実施しておりましたサテライト方式、分散型事務
所方式が解除となった関係で講堂を借りることができましたのでこ
ちらに変更させていただきました。さらには、今回ご案内させていた
だきましたように、この月例の通常総会の後、引き続いて定期総会を
開催させていただきます。委員の皆様には長丁場になりますがよろしく
お願い申し上げます。

まず、通常総会から始めさせていただきます。本日お手元に配布
しました資料を確認させていただきます。右肩に資料1と記載してい
るホチキス留めの資料と資料2と記載した一枚ものの資料を、いつ
もの写真資料と一緒に配布しました、不足している方はございませ
んか。不足している方は挙手をお願いします。

では改めてご説明申し上げます。議案書をご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてござい
ます。1ページをお願いします。件数は4件で田が3筆の1,122㎡で、
畑が3筆の2,477㎡、合計6筆の3,599㎡にございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましてはすべて所有権移
転でございました。

それでは1-1ページをお開き願います。

1番でございます。こちらは売買でございます。受人は村松町の畑1
筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申し出にございます。申請地
は村松町地内 国道23号 村松町1交差点より東へ190mに位置す
る農業振興地域内 農用地区域外農地にございます。なお、受人は夫
婦で共有します。そして住所は松阪市ではございますが、松阪市には
農地を所有しておらず、伊勢市の村松町及び東大淀町に農地を133a
所有し営農をしているので、事務局としては問題はないものと判断して
おります。稼働人員は2名にございます。

続きまして2番でございます。こちらでも売買にございます。受人は
小俣町相合の田1筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申し出に
ございます。申請地は小俣町相合地内 J A伊勢小俣支店より北東へ400

mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地にございます。稼働人員は1名にございます。

続きまして3番にございます。こちらは贈与にございます。受贈者である姉が妹名義の植山町の田2筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申し出にございます。申請地は2筆が隣接しており、どちらも植山町地内 市立桜浜中学校より北東へ410mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地にございます。稼働人員は3名にございます。

次のページ1-2ページをご覧ください。

4番にございます。こちらは売買にございます。受人は村松町の畑2筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申し出にございます。申請地は2筆が隣接しており、どちらも村松町地内 国道23号 村松町1交差点より南西へ360mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地にございます。受人は、申請地の東側に隣接している土地に工場を持つ株式会社エルモの代表取締役です。また、受人の住所は松阪市にございます。そのため、松阪市農業委員会からの耕作証明書が添付され、さらに誓約書が提出されまして、地元松阪市嬉野権現前町の営農組合に参加し営農に取り組んでいること、そして申請地についても、勤務先の隣地であることから畑作作業を行うとの内容で、営農計画書が提出されております。また松阪市の耕作証明では自作している農地は5反(50a)を満たしません、今回の申請分を合わせると下限面積の5反(50a)を満たします。事務局としては、書類上の不備はなく、松阪市の証明及び誓約書もあることから、これを了として上程した案件にございます。

議案第1号は以上にございます。書類の審査及び現地調査の結果いづれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただいま事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

係 長

続きまして2ページをお願いします。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。こちらの件数は1件で、畑が1筆 256㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。次ページをお願いします。

2-1ページをご覧ください。

1番でございます。申請人が西豊浜町の畑1筆を住宅2階建1棟 建築面積140.19㎡としたいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内 市立豊浜西小学校より北西へ320mに位置する既存集落内の第3種農地にございます。ところが、現地調査を実施しましたところ、すでに合併浄化槽が埋められていて事前に着工していることが確認されましたので、申請者に対して嚴重注意をした上で始末書の提出を求めたものでございます。建ぺい率は54%、排水は、浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除は整地のみで問題はないとのことでございます。

議案第2号につきましては以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、資金面からも転用確実で転用やむをえないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定しました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

係 長

続きまして3ページをお願いします。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は13件で、田が5筆2,855㎡で、畑が13筆の10,198㎡で計18筆13,053㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次のページをお願いします。3-1ページをお願いいたします。

1番でございます。こちらは売買でございます。こちらは受人が船江二丁目の畑1筆を貸資材置場としたいとの申し出にございます。申請地は船江二丁目地内 桧尻川樋門より北西へ70mに位置する用途地域内の第3種農地でございます。現地調査を実施しました結果、すでに倉庫のような建物が建設されていた跡が残っており、かつて農地以外の使用していたことがわかりましたので始末書の提出を求めました。排水は雨水のみで北側既設排水路へ放流とします。被害防除としては、境界をコンクリートで塗り固めて土砂の流出を防ぐとのことでございます。なお、この資材置場ですが、受人が取締役として経営する株式会社キタガワ企画へ貸し出す予定とのことでした。

続きまして2番でございます。こちらは使用貸借になります。借人は田尻町の田1筆を借り受けて、住宅2階建1棟及び駐車場としたい旨の申請でございます。申請地は船江二丁目地内 桧尻川樋門より東へ200mに位置する用途地域内の第3種農地でございます。現地調査を実施しましたところ、すでに盛土されておりましたので始末書の提出を求めました。建ぺい率は22%で、排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除については北側は既存フェンス、西側はコンクリートブロックの設置、東側法面については生垣囲いをそれぞれ設置するものでございます。

次のページをお願いします。3-2ページをご覧ください。

3番でございます。こちらでも売買でございます。受人は津村町の畑4筆を譲り受けて、果樹、針葉樹及び広葉樹を植林して、山林として管理したい旨の申し出でございます。申請地は津村町地内 伊勢南電話交換所より北西へ40mに位置するおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございます。申請地が第1種農地でございますので、許可は原則不可でございますが、申請地の周辺は近年、地方道伊勢路伊勢線の両側において宅地化が進んでいるところがあります。そして渡人二人とも労力不足から管理が行き届かない状況になっており、今回申請地の集落に住んでいる受人が農業の傍ら造園業を営んでいることで申請地を造園業に必要な苗木の植林及び管理地にするものであります。よって本申請については、近年の住宅及事業所等の増加の延長上のもので、周辺集落を通常の発展の範囲内と判断することができます。このことから、集落周辺部における農地転用が認められないと周辺居住者の経済活動を抑止してしまうこととなり、ひいては地域の農業の振興にも支障をきたすこととなりうることから、通常集落の発展の範囲内で集落を核とした滲み出し的に行われる転用を例外的に許可することが可能とする農地法施行規則第33条第4号という例外規定がございます。この内容は「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という規定であり、事務局内で協議した結果、該当すると判断したところでございます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては、植林をすることで土砂の流出を防ぐものでございます。

続きまして4番でございます。こちらは売買でございます。受人で

ある愛知県岡崎市で太陽光発電・売電事業を営んでいる株式会社K&T 代表取締役 吉川 晃司さんが、西豊浜町の田1筆を譲り受けて太陽光発電設備 設置面積 464.55 m²としたいとの申し出にございます。申請地は西豊浜町地内 市営住宅 西豊浜団地より西へ70mに位置する第2種農地でございます。申請地以外の代替性については、他にこの規模の土地がなかったことから代替性はないものと判断しております。現地調査を実施した結果、隣地よりもかなり高く盛土がなされて荒れていたことから始末書の提出を求めました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として既設擁壁とフェンスを設置します。

次のページをお願いします。3-3ページをご覧ください。

5番でございます。使用貸借でございます。借人は伯父の土地を借り受けて、住宅2階建1棟 建築面積 120.50 m²及び物置 建築面積 41.40 m² 計 161.90 m²としたいとの申し出にございます。本案件は、申請時に許可が必要なことを知らずに造成してしまったということで始末書が提出されております。さらには、転用への面積が500 m²を超える733 m²となっております。こちらにつきましても理由書の提出があり、500 m²を超過した部分を農地として残したとしても敷地が不整形で入り口が狭いこともあり、建物の設計上道路からの進入経路が設けられず、農機具の搬入が困難であり有効に耕作ができないとの内容でございました。現地調査を実施し、図面等も確認しました結果、理由書につきましてもはやむをえないものと判断し、今回の議案に上程するものでございます。申請地は磯町地内 磯町津波避難施設より北へ200mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。建ぺい率は22%、排水は浄化槽をへて北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除は既設のコンクリート擁壁をそのまま使用します。

続きまして6番でございます。こちらは売買にございます。受人は4番と同じく愛知県岡崎市で太陽光発電・売電事業を営む株式会社K&T 代表取締役 吉川 晃司さんが村松町の畑2筆を譲り受けて太陽光発電設備を設置したいとの申し出にございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町1交差点より南西に350mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として整地後、フェンスを設置するとのことでございます。

次のページをお願いします。3-4ページをご覧ください。

7番でございます。こちらは売買でございます。受人である松阪市愛宕町で不動産業を営むカインド・ファクトリー株式会社 代表取締役 中西 秀さんが、中須町の畑1筆を譲り受けて貸資材置場としたいとの申し出にございます。申請地は川端町地内 度会橋西詰より西へ300mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するものでございます。本案件は所有権移転後整備した後に、多気郡多気町四疋田^{しひきた}で土木建築業を営む株式会社タキックス 代表取締役 山口 勝弘氏との間で賃貸借契約を結んで貸し出すものでございます。

続きまして8番でございます。こちらは売買でございます。受人は渡人である叔父から中村町の畑を1筆を譲り受けて、住宅平屋建1棟 建築面積114.48㎡を建てたいとの申請にございます。申請地は中村町地内 市立五十鈴川中学校より南へ110mに位置する用途地域内の第3種農地でございます。建ぺい率は39%、排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除は土留め及びコンクリートブロックを設置するものでございます。

次のページをお願いします。3～5ページをご覧ください。

9番でございます。こちらでも売買でございます。受人である朝熊町で建築業を営む株式会社岩建工業 代表取締役 岩本 宗幸さんが社屋に隣接する朝熊町の田2筆を譲り受けて資材置場としたい旨の申請にございます。申請地は朝熊町地内 大久保地区集会所より南へ70mに位置する第2種農地でございます。また、現地調査をしたところ、すでに資材等を置いていましたので始末書の提出を求めました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として法面を転圧して整形することで問題はないとのことでした。

続きまして10番でございます。こちらでも売買でございます。受人は夫婦で小俣町相合の畑1筆を譲り受けて農業用倉庫として利用したいとの申請にございます。しかし申請時に渡人から、売買する前に許可なく倉庫を建ててしまっていたことから始末書が提出されました。つまり今回の事案はその既存の農業用倉庫をそのまま利用していきたいとの申請にございます。申請地は小俣町相合地内 六軒屋公園より北東へ230mに位置するおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内ある農地に隣接する第1種農地にございますが、農業用倉庫として

利用することから不許可の例外である農地法施行規則第33条第4項「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するもので例外的に許可しうる案件でございます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するものでございます。

次のページをお願いします。3-6ページをご覧ください。

11番でございます。こちらは贈与でございます。受贈者は渡人である祖父から畑1筆を譲り受けて住宅2階建1棟 建築面積87.45㎡を建てたいとの申し出にございます。申請地は御菌町長屋地内 上長屋公民館より東へ60mに位置する第2種農地でございます。建ぺい率は37%、排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除は北西側は既存の擁壁をそのまま使用し、その他につきましてはフェンスを設置するものでございます。

続きまして12番でございます。こちらは売買でございます。受人は御菌町王中島の登記地目田、現況地目畑1筆を譲り受けて、住宅2階建1棟 建築面積89.88㎡、カーポート 建築面積14.81㎡ 建築面積計104.69㎡としたい旨の申請にございます。申請地は御菌町長屋地内 伊勢市御菌総合支所より東へ310mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。建ぺい率は26%、排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除はコンクリートブロックを設置するものでございます。

次のページをお願いします。3-7ページをご覧ください。

13番でございます。まず初めに訂正がございます。調査事項①で北明野基地と記載してしまいましたが、北明野墓地の誤りでございます。申し訳ありませんが訂正をお願いします。では改めて説明をさせていただきます。こちらでも売買でございます。受人は小俣町明野の畑1筆を譲り受けて、肉牛用の牛舎1棟 建築面積4085.29㎡としたい旨の申請にございます。申請地は小俣町明野地内 北明野墓地より東へ330mに位置する農業振興地域内農用地区域内農地でございます。さらに当該申請地は、令和元年6月20日付で伊勢市農業振興地域整備計画の農用地利用計画について用途区分変更の公告がなされております。排水は雨水のみで自然浸透とし、汚水雑排水等につきましては

下に藁を敷いてそれに吸収させておがくずを撒いて清掃した上で、堆肥場へ取り出す方式を採用するとのことで、汚水雑排水等を流すことはないとのことです。現地調査の結果申請地には問題はなかったのですが、既存の牛舎において、排水については牛舎のそばに柵があり、外に流している可能性があるかもしれないとの指摘がありましたので、伊勢農林水産事務所 農業振興課 山本課長様に連絡し、現場を確認いただいたところ、外へは流すことなく併設している循環ろ過装置に接続していることが確認されたので問題はないとのことでございました。被害防除はコンクリートブロックを設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が 3,000 m²を超える案件ですので三重県農業会議の常設審議委員会に諮る案件になります。そしてこの6月11日に開催された三重県農業会議 常設審議委員会に諮問しましたところ、適切との答申をいただいたところです。さらに本案件の転用面積は 1,000 m²を超えますが、牛舎のみの建築であって、事務所等の施設は建設しないことを確認していることから、都市計画課に確認しましたところ、都市計画法第29条に該当する開発案件には該当しないこととございます。

議案3号は以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

吉田委員

3-4ページの8番ですが、建ぺい率を計算すると40%になるのですが、39%になっております。

係長

おっしゃるとおりでございます。40%でございます。訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

山添委員	3番についてですが、今回は地目を山林として登記することになると思いますが、山林に地目を変えた後に宅地にも変更可能になるのですか。
係長	地目を変えた後の話になりますと可能でございます。
山添委員	受人が植木屋さんということでございましたので、植木を植えるということでしたら地目は変えないといけないのですか。
係長	受人が農地として取得できるほどの5反の農地を持っておりませんでしたことと、以前から傍らで造園業をやっていたということ、そして昔この土地の半分賃貸借で借りていたところがありまして、今回は借りていなかったもう片方も貰ってほしいということからこのような申請になったという顛末でございます。
議長	ほかにございませんか。
大西委員	10番の竹中さんの件ですが、農地はどこにあるのですか。
係長	実はここの敷地の半分が倉庫で、残りの半分が農地になっておりますので、その半分の農地で使うために農業用倉庫を使いたいという申し出でございました。写真資料をご覧いただきますと3ページになりますが、手前が畑になっております。
大西委員	この倉庫はもともと野中さんが建ててしまっていたのですか。
係長	そうですね。そして倉庫とまとめて一体で売り渡したいという申し出でございます。
議長	<p>よろしいでしょうか。ほかにございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご</p>

異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これらを承認し、許可することとに決定いたしました。

続きまして、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。ここで3番につきましては北村^{きたむら} 安弘^{やすひろ}委員に關係する分でございます。ひとまず北村委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思ひます。

(北村委員退席、審議)

係 長

続きまして議案第4号 非農地証明願についてでございます。

まず4-1ページをお願いします。

3番でございます。東大淀町の畑 595㎡ 現況地目 宅地でございます。こちらは昭和35年に倉庫、物置を建築し、さらに昭和57年に作業所を増築し現在に至るとのことでございます。現地調査の結果、現在は更地の状態となっておりますが、申し出によりますと、老朽化が進んだため、申請の前に5月に急いで壊してしまいましたとのことでした。しかしながら、本日お配りしました写真資料をご覧くださいとわかりますように、5月に取り壊す前の写真が提出されており、並びに令和2年度の固定資産税の課税証明書に倉庫等が記載されて課税されており、建物が存在していたことは明らかでございますので事務局としてはその申し出を認めて上程するものでございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

本件についてご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願ひいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第4号中の北村委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、北村委員にお戻りをいただきたいと思います。

(北村委員着席後審議再開)

係 長

では改めてご説明させていただきます。4ページにお戻りください。件数は4件で、田が2筆の1,989㎡、畑が3筆の1,032㎡で計5筆の3,021㎡でございます。詳細についてご説明させていただきます。

4-1ページをご覧ください

1番でございます。辻久留三丁目の畑 39㎡、現況地目は宅地でございます。これは昭和49年に倉庫を建築し現在に至るとのことで、非農地証明の願い出が上がっております。ただし、所有者はすでに死亡しており、相続財産管理人が設定されており、その管理人からの申請によるものでございます。

2番でございます。こちらは、前山町の畑2筆 1,989㎡、現況地目は山林でございます。こちらは20年以上前から植林をしまい山林となって現在に至るとのことでございます。申請におきまして、平成5年当時の航空写真と現在の写真が添付されております。こちらも所有者は1番と同じでございます。こちらも財産管理人からの申請でございます。

次のページ、4-2ページをお願いします。

4番でございます。小俣町明野の畑1筆、現況宅地でございます。

こちらは、平成7年に車庫を建築し現在に至るとのことで非農地証明の願い出が上がっております。

議案第4号の残りの案件につきましては以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第4号 非農地証明願については、これを承認し、許可することとに決定いたしました。

続きまして、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。

件数は39件で、田が77筆の86,231㎡、畑が13筆の15,387㎡、計90筆の101,618㎡でございます。次のページの農用地利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

- ◇2年間の利用権(賃貸借権)の設定が9件で、畑のみ10筆の7,900㎡。
- ◇3年間の利用権(賃貸借権)の設定が2件で、田のみ3筆の1,642㎡。
- ◇5年間の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、田のみ2筆の1,982㎡。

山神
(農林水産課)

	<p>◇6年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ5筆の5,588㎡。</p> <p>◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が26件で、田が67筆の77,019㎡。 畑が3筆の7,487㎡、計70筆の84,506㎡。</p> <p>以上件数は39件で、田が77筆の86,231㎡、畑が13筆の15,387㎡、計90筆の101,618㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いたします。</p> <p>農林水産課提案の議案について説明が終わりました。それでは、議案第5号の案件について審議に入りたいと思います。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声、多数あり）</p> <p>異議なしとのことでございますので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）は、これを承認することに決定をいたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。</p>
<p>議 長</p> <p>係 長</p>	<p>続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。</p> <p>1. 農地法第18条第6項の規定による通知書について ……1件（説明内容記録省略）</p> <p>2. 農用地利用集積計画の中途解約について</p>

……1件（説明内容記録省略）

3. 農地利用変更届出書について

……1件（説明内容記録省略）

4. 時効取得所有権移転の通知書について

（津地方法務局伊勢支局より） ……2件（説明内容記録省略）

報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特に
ご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。

引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願い
します。

係 長

次回の現地調査のお願いでございます。

6月25日（木） 泉 一嘉 委員 濱口 節夫 委員

6月26日（金） 岡田 敏男 委員 北村 安弘 委員

にそれぞれお願いいたします。そして現地調査の集合場所ではござい
ますが、先月集合場所を御菌総合支所に変更させていただきましたが、
5月いっぱいまで事務所の分散が終了しました関係で、6月の現地調査
から再び集合場所の本庁の東館3階の農業委員会事務局に変更しま
す。みなさまにはあっちこっち言いましてご迷惑をおかけしましたが、
お間違えのないよう何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

また、次回の開催場所でございますが、講堂が取れるには取れまし
たのですが、午前中しか予約できませんでした。いつもの2-4会議
室は抑えているのですが、コロナ対策上は講堂のほうがよろしいかと
存じます。もし皆様がよろしければ次回の会場を講堂とし、総会開始
時間を午前10時からとさせていただきたいのですがよろしいでしょ
うか。次回の案内分に記載して再度ご連絡させていただきますのでよ
ろしくお願い申し上げます。

次に先月の総会からの宿題でございます。まず右肩に資料1と記載したホチキス留めの資料でございます。これは前回中山委員から不許可の例外の資料が欲しいとの要望でしたので、事務局の方で資料を集めて伊勢市に合う形に修正したものでございます。

1 ページは概要図でございまして、上から下へ、表でいきますと第1種から第3種へと区分が変わるほど許可がしやすいことを図示しております。2 ページ目は不許可の例外として事務局が主に根拠としている法令の抜粋したものでございます。

そして3 ページ目ですが、これは事務局からの提案でございますが、もしこれまでの議案書ではわかりにくいのであれば、議案書をこのような表記をしたらわかりやすいのではないかと考えております。資料1は以上でございます。ここまでで何か意見等はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

続きまして持越し案件になっていた、現況地目の表記についてでございます。本日配布した右肩に資料2と記載しております資料をご覧ください。

これは先月配布しました資料におきまして、私が勘違いをして始末書のルール化という内容を記載しておりましたのでその部分を削除し、あらためて作成した資料にございます。繰り返しになりますが、2月総会時にて、これまで慣例で記載しておりました現況地目についてでございますが、その時には一応事務局の提案どおり、記載を取りやめたところでございますが、やはり記載した方がいいのではないかとのご意見が多数寄せられたところでございます。そこで資料2でございます。この資料は両面印刷の資料でございまして、これまでの方法案につきまして、改めて見直した上で表にして、メリット、デメリットを上げさせていただきましたものでございます。裏面は根拠法令を抜粋して掲載させていただきました。

内容を整理してみますと、①の現行方式におきましては写真資料がありますので補完できるものと考えすることはできます。一方②及び③のように記載するには、申請地のみをピンポイントで調査することになるために、総会にて伊勢市独自のルールを定めて実施するしかないのかなと事務局は考えております。その上で従来の記載方法をとるか、遊休農地などの言葉を使用するかということになります。ただしご注

意いただきたいのは、もし仮にこの現地調査ではじめて遊休農地と判断されたとしても、各地区全体を調査します利用状況調査とは異なり、かつ許可されれば、その農地は農地ではなくなりますので、他の資料で出てきます遊休農地にこの申請地分がカウントされないことをご了解いただきますようお願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。委員のみなさまの忌憚のない議論をお願いいたします。

吉田委員

私は③がよいかと思います。記載するにはというところですが、こちらは毎月の現地調査でそのような判断をしているのではないのでしょうか。

係長

はい、そのとおりでございます。

議長

記載後は遊休農地だから荒れているなどということ、その検討が法律でどのように書かれているかというところを一度調べてくださいという提案があった際に調べてみたら、国も県も同じようなことを言っていて、人の目を見た時の塩梅でしかわからないような解釈しかできないので、当委員会ではどのくらい記載して進めていこうかという話です。

吉田委員

毎年4月や8月に推進委員の皆様にご利用状況調査をしてもらいますが、それに関連して先月冊子をもって見ましたら、多数の農業委員会でタブレット端末を導入して、利用状況調査の様々な効率化を実現しております。各種機能やソフト、航空写真などによって荒廃地の境界線がわかりやすくなったなど、また、写真も撮影されておりますので、タブレットを導入した結果調査時間が半分や3分の1になったなどと書いてあります。それともう1つ、厚木市かどこかで農地情報公開システムを活用した最適化ということで、非農地判断や、農地の所有者の意見などを効率よく管理して、遊休農地の発生の防止も期待できる、また、非農地判断をすることにより、利用状況調査の時間も減ったということが書いてありますので、こちらではそのようなタブレット端末は導入しているのですか。

係長

ございません。

吉田委員	<p>検討はされますか。そのようなことを検討していかないといけない時代ではないかと思しますので、遊休農地や荒廃農地の記載を明確化して、極力効率的に調査ができるようにしていけばよいような気がします。</p>
山添委員	<p>次の定期総会の中身にも関係していると思ひまして、先進事例についての資料も出ておりますので、伊勢もそのような一歩進んだ形で検討していく必要があるのではないかと私は思います。今の地目の起債については、吉田さんが言われたように、遊休農地・荒廃農地を解消していくことを目指してやっていくということが今回の趣旨でもあると思ひますので、一歩進んだ形で進んでいく必要があるのではないかとと思ひます。</p>
議 長	<p>ほかにご意見等ございますか。</p>
北村委員	<p>私も③でよいと思ひます。</p>
議 長	<p>③でよろしいでしょうか。それでは賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(多数の挙手あり)</p> <p>ありがとうございます。それではこれから③のやり方で事務局よろしくお願いいたします。</p> <p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第174回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____